



国際原子力機関（IAEA）による 「2017年版保障措置声明」の公表（1）

核物質管理センター 企画室

平成30年6月30日開催の第15回原子力規制委員会において標題についての報告¹がありました。

IAEAは、実施した保障措置活動（締約国が申告する核物質の計量情報や原子力関連活動に関する情報について、査察等により、かかる核物質の平和的利用からの転用や未申告の核物質又は原子力活動が無いかを確認すること）を通して、協定締結国に対する評価結果をまとめ、毎年、前年に行った保障措置活動についての評価結果を「保障措置声明」として公表しています。

本誌は、今月号と来月号の2回にわたり、2017年版保障措置声明²を紹介いたします。なお、脚注に（編）とあるのは当センターが付記したことを示しています。

国際原子力機関（IAEA）による2017年版保障措置声明

A. 2017年版保障措置声明^{3, 4}

IAEAによる2017年の保障措置は、保障措置協定を発効している181ヶ国^{5, 6}に対して適用された。以下に、2017年についての事務局の認識及び結論を保障措置協定のタイプごとに報告する。これら認識及び結論は、当該年にIAEAが協定から生ずる権限を行使し、保障措置義務を遂行する中

で利用可能となった全ての保障措置関連情報の評価に基づくものである。

目次

●国際原子力機関（IAEA）による「2017年版保障措置声明」の公表（1）	1
●News Memo	6
●原子力輸出に関する国際的な取組み（3） －原子力供給国グループ（NSG）の例外化措置に至った米印協力の経緯－	7
●NMCCのページ	14
●動静・編集後記	16

¹ <https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/00000343.html>から入手できます（編）。

² <https://www.iaea.org/topics/safeguards-and-verificationni>にアクセスし、「Related resources : 2017 Safeguards Conclusion」から入手できます（編）。

動 静*

2018.7.2～4 CTBT準備委員会第50会期（オーストリア、ウィーン）
2018.9.10～14 IAEA理事会（オーストリア、ウィーン）
2018.9.17～21 第62回IAEA総会（オーストリア、ウィーン）
2018.9.24 IAEA理事会（オーストリア、ウィーン）

2018.11.5～7 CTBT準備委員会第51会期（オーストリア、ウィーン）
2018.11.5～9 IAEA国際保障措置シンポジウム（オーストリア、ウィーン）
2018.11.19～23 IAEA理事会（オーストリア、ウィーン）

*ここに掲載している会合等は必ずしも全てが公開参加型とは限らないことをお断りします。また、2か月先までのスケジュールについて網かけ表示しています。

NMCCのページ (前頁から続く)

3. 人事異動（平成30年7月1日付け）

西山 紀明 企画室課長

伊藤 寛 東海保障措置センター東海検査部
分析課長



編集後記

これまでも水戸のことは本コラムで何度か取り上げましたが、江戸時代に水戸と江戸をつないでいたのが水戸街道。今の国道六号線です。この六号線とJR東日本の常磐線は金町駅から土浦駅のあたりまではほぼ並走しており、下り列車が松戸駅にさしかかろうとする時に右手方向にこんもりとした木々が見えてきます。この木々の向こうにあるのが、戸定が丘（とじょうがおか）歴史公園です。公園の中には戸定邸（国指定重要文化財）、庭園（国指定名勝）及び歴史館があります。戸定というのは古くからの地名だそうです。

水戸街道は約130km、その間に19の宿場がありました。松戸は3番目の宿です。松戸の町を歩くと、宿場町の名残りが今も感じられます。この松戸、水戸徳川家最後の当主・徳川昭武（あきたけ）（1853-1910年）と縁のある町でもあります。昭武の父は、第九代水戸藩主であった斉昭（なりあき）（1800-1860年）。斉昭には18人の男子があり、七男の慶喜（1837-1913年）は江戸幕府の最後の将軍となりました。昭武は十八男で、長兄の慶篤（よしあつ）（1832-1868年）亡き後、第十一代水戸藩主を踏襲しました。

1868年（慶応4年）に江戸時代に幕が引かれ、年号も明治へと改められましたが、この激動の波に将軍・慶喜のみならず昭武も呑みこまれます。

昭武は1867年（慶応3年）に清水徳川家の当主となっていました。兄の慶喜の名代として、同年に開催されたパリ万国博覧会に使節として派遣されました。この間、日本では大政奉還と明治政府の樹

立という歴史的な出来事があった上に、水戸藩主であった長兄の慶篤が急逝したため、1868年に昭武は帰国、翌1869年（明治2年）に水戸徳川家藩主となり、同年の版籍奉還によって水戸藩知事になりました。ところが、情勢はさらに急変。1871年（明治4年）の廃藩置県によって藩知事を免ぜられた後は、旧水戸藩下屋敷のあった向島（墨田区）の小梅邸に暮らすことを余儀なくされました。軍に身を置いた後は、天皇に仕える麁香間伺候（じゃかうのましこう：明治維新の功労者である華族又は親任官の地位にあった官吏を対象に明治時代初期に置かれた資格）に任ぜられたそうです。

1884年（明治17年）4月に松戸に住宅を建てた昭武は、東京での任務に携わる以外は松戸の屋敷に住んでいたそうです。この屋敷こそが戸定邸。邸内の庭園は、1867年にパリ万博に派遣された際に見たというフランスの庭園をヒントに作られたといえます。

戸定邸は、明治前期の上流住宅でありながら旧大名家の生活空間を伝えており、そうした歴史的価値が高く評価され、2006年（平成18年）7月5日に国の重要文化財に。現在は一般公開されています。また、庭園は「旧徳川昭武庭園」として国指定の名勝（2015年（平成27年）3月10日付文部科学省告示第39号）となり、毎月10のつく日には公開されています。

兄の慶喜も私人となって後、何度もこの邸を訪ねたそうです。幕末という激動の時代を生きた兄弟はどのような思いで庭園を眺めたのでしょうか。公園内の佇まいは歴史のページを私たちに静かに伝えてくれています。



客間から眺める庭園（左上は欄間に施された葵の御紋のデザイン）

（企）